

労働者の過半数を代表する者の選出要件の再確認を！

- 36協定を締結の際は、労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数を代表する者）と、書面による協定が必要です。
- 36協定を締結するための、過半数代表者を選出することを明かにした上で、
 - 選出に当たっては、正社員だけでなく、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者が手続に参加できるようにすることが必要です。
 - 選出手続きの際は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが、明確になる民主的な手続きとして、① 投票、② 挙手、③ 労働者による話し合い、④ 持ち回り決議がとられていることが必要です。
 - 使用者が指名した場合や、社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合は、その人は、36協定を締結するために選出されていない為、36協定は無効です。
- 管理監督者でないこと。
- 監督署に届出した36協定は、労働基準法施行規則第52条の2（法令の周知方法）の定めで、① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、② 書面を労働者に交付する、③ 磁気テープ、磁気ディスク等に記録し、かつ各作業場に当該記録の内容を常時確認出来る機器を設置し労働者に周知することが必要です。労働者に周知しなかった場合は、労働基準法第106条（法令の周知義務）違反となります。

時間外・休日労働に関する協定届（以下、36協定）が、
2021（令和3）年4月から様式が新しくなります。

新様式は、厚生労働省 主要様式ダウンロードコーナー（労働基準）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>

《詳細については、最寄りの監督署でご確認ください》

法人・施設経営の様々な問題にお答えします

～指導監査におけるポイント⑤～ 契約について

【よくある指摘事項】

契約が実態と相違している。契約を理事長以外の者が締結している。

【事例】

- 失効した契約書に基づき支払いが行われている。
- 業務委託契約が施設長名で締結されている。法人代表権のある理事長名で契約が必要です。
- 100万円以上の発注で契約書が作成されていない。100万円未満の発注で請求書が作成されていない。
- 見積合わせが行われておらず、1社随意契約である事ことの理由も内部決済されていない。
- 賃貸借契約書の資料と異なる金額が支払われている。

支出は契約に基づき行われます。契約当事者双方にとって重要な文章なので、契約関係書類は散逸しないように保管してください。また、契約にあたっては、見積合わせによる適正価格の検討及び必要な内部決裁が行われているか確認してください。

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

Q 社会福祉法人の事業展開、組織再編(3)

社会福祉法人の組織再編に関する注記項目の追加により、従来の注記項目の順番が変更されていると思います。改めて、注記項目改正後の注記の順番や省略の可否、拠点区分の記載の要否等について説明して下さい。
また、これらは今回の令和2年度決算から対応すべきでしょうか。

A 組織再編関係の注記は法人全体の注記(15)として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」のタイトルで記載されることになりました。但し、適用は原則として令和3年度決算からです。令和2年度決算で対応する必要はありませんので、逆に注意が必要です。

| 注記項目 | 法人全体で記載 | 拠点区分で記載 | の省略の可否 該当がない場合 |
|---|---------|---------|-------------------|
| (1) 継続事業の前提に関する注記 | ○ | × | ○ |
| (2) 重要な会計方針(資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関するもの) | ○ | ○ | × |
| (3) 重要な会計方針の変更(その旨、変更の理由及び当該変更による影響額) | ○ | ○ | ○ |
| (4) 法人で採用する退職給付制度 | ○ | ○ | × |
| (5) 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分(拠点が作成する計算書類とサービス区分) | ○ | ○ | × |
| (6) 基本財産の増減の内容及び金額 | ○ | ○ | × |
| (7) 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し(その旨、その理由及び金額) | ○ | ○ | × |
| (8) 担保に供している資産 | ○ | ○ | × |
| (9) 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(有形固定資産について減価償却額を直接控除した残額のみを記載した場合) | ○ | ○ | ○ |
| (10) 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合) | ○ | ○ | ○ |
| (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 | ○ | ○ | × |
| (12) 関連当事者との取引の内容 | ○ | × | × |
| (13) 重要な偶発債務 | ○ | × | × |
| (14) 重要な後発事象 | ○ | ○ | × |
| (15) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け(その旨及び概要) | ○ | × | × |
| (16) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 | ○ | ○ | × |

Q 労働者代表の選出について

労働者の過半数代表の選出手続は、どのように選出したら、よいですか。

A 選出の手続きは、投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議等労働者の過半数が選任を、支持していることが明確になる民主的な手続きが該当します。
(平成11.3.3基発169号)

「労働基準法施行規則第6条の2」の規程

- (1) 強制貯金(同法第18条第2項)
- (2) 賃金(第24条第1項但し書)
- (3) 1箇月単位の変形労働時間制(第32条の2)
- (4) フレックスタイム制(第32条の3)
- (5) 1年単位の変形労働時間制(第32条の4)
- (6) 1週間単位の変形労働時間制(第32条の5)
- (7) 休憩(第34条第2項但し書)
- (8) 時間外及び休日の労働(第36条)
- (9) 時間外、休日及び深夜の割増賃金(第37条)
- (10) 事業場外労働(第38条の2)
- (11) 専門業務型裁量労働制(第38条の3)
- (12) 企画業務型裁量労働制(第38条の4)
- (13) 年次有給休暇(第39条)
- (14) 作成の手続き(第90条)

上記で規定する、労働者の過半数を代表する者は、次の何れにも該当する方になります。

- ① 第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- ② 投票、挙手等の方法により選出され、使用者の意向に基づく選出でないこと。
- ③ 使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になること又は過半数代表者として正当な行為に対し不利益な取扱いをしない。
- ④ 使用者は、過半数代表者が、法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行出来るよう必要な配慮を行なうこと。